

【仮訳】

ENA・FLEG閣僚会議に対する、共同ポジションペーパー

《訳者注》

- * このポジションペーパーは、ENA FLEGのサンクトペテルブルク会議（2005年11月22～25日）に向けて産業界の意見を表明するため、WBCSDのSFPI(Sustainable Forest and Paper Industry)WGによって作成され、ICFPAと共同で公表されたもの。
- * ENA FLEG : Europe and North Asia Forest Law Enforcement and Governance
(欧州および北アジア地域における森林法の施行とガバナンス)
 - ・ FLEG(森林法の施行及びガバナンス)は、森林の違法伐採と関連する貿易の汚職や犯罪に対し、森林関連法規を効果的に施行していくための地域活動。世銀が主催し、各国政府、国際機関、市民社会(NGO)、産業界が協力して違法伐採対策を検討する枠組み。
 - ・ ENA FLEGは、2004年のUNFFにおいてロシア政府が開催を決定した。その後、2005年6月の準備会合(モスクワ、37ヶ国128名が参加)、9月のWBCSDによるワークショップ、11月上旬のTFD(The Forest Dialogue)等の準備を経て、11月の閣僚会合を開催した。

【閣僚声明(案)に対する意見】

閣僚声明は、ENA・FLEGが扱う対象領域(どの国か、どのような問題か、どのような利害関係者か)を明確にすべきである。

閣僚声明は、法の施行、捜査、起訴は第一義的には適切な公的機関によって遂行されるべき政府機能であり、その実務が他のステークホルダーによって行われるべきでないことを表明すべきである。

閣僚声明は、森林資源の調査や合法性の証明は、政府が管轄する組織により、信頼のできる責任ある方法で遂行される必要があることを認識すべきである。

民間に特に関連の深い、次の重要なFLEGの原則が閣僚声明に反映されるべきである。

- ・ 天然資源とその利用に関する国家主権の認定
- ・ 財産権、特に私有権の完全な尊重
- ・ 土地所有権と使用权に対する明確な要求と義務
- ・ 明瞭な法的定義と法的規制(例：森林資源、林業活動に関する地方の条例との混乱がないこと)。
- ・ 伐採権の付与や値決めに関する透明なプロセス。

【行動計画（案）に対する意見】

違法伐採問題の対応において、各国政府およびステークホルダーは、法の基で事業を行う会社の直接管理下で実施する伐採などの林業活動と、納税に関する不正、贈収賄、違法伐採材のマネーロンダリングなどのように、民間事業会社のコントロールできない広範な違法伐採との違いを認識する必要がある。

1. 焦点を絞った対応

各国政府を含むステークホルダーは、焦点を絞った対応を行う必要がある。

違法伐採の影響は広範に及んでいるが、違法伐採材の主な生産国と主な消費国は明らかである。この点の関しては 2004 年 11 月に AF&PA が発表した「違法伐採と木材の国際市場への影響」が良い資料である。

地理的にどこで、どの産業で問題が起きているかについては共通の理解があるので、全てのステークホルダーは、それぞれが果たすべき役割を認識し、取るべき行動の優先順位を決め、経済的でタイミングが良い目的指向的な戦略を実施することが可能である。

行動計画は、それぞれのステークホルダーが、国・地域・国家間の各分野にどのような役割を果たすべきかを明らかにする必要がある。

2. 現存する枠組みと組織の利用

各国政府は、既存の法令（例：マネーロンダリングや脱税等の犯罪に関する法令）を利用し、犯罪への対応のために執行機関（税関、警察、国税調査官等）を活用すべきである。政府は犯罪的な行為に対して取り組むべきであり、合法的な事業を規制するために法規や煩雑な手続きを新たに作るべきではない。

各国政府は、新たな法律や規制の追加の前に、すでにある仕組みや組織、商法、市民法の運用を再検討すべきである。インターポールのような既存の国際組織を、違法伐採材の貿易対策に対応させることも可能である。

各国政府は、国有林産企業の適切な資金調達や人材養成が、持続可能な森林経営を確かにすることを再確認する必要がある。伐採禁止地域における違法伐採対策は、政府の責任において最優先で行われるべきである。

違法伐採が多い国・地域・産業において、各国政府は、統治・法の施行・汚職問題を優先して解決すべきである。OECD 開発援助制度や IGO の制度は政府の対策を支援できる制度である。

各国政府は、合法証明書や政府調達を違法伐採対策の主要な対応策として実施することを避けるべきである。その理由は、合法証明書や政府調達による施策が非常に差別的であり、WTO に反し、効果の保証のないコストを負わせかねないからである。

違法伐採に関するマイナスの印象だけによって不適切な対応が取られ、その結果、合法的な

林産業界が過度の対応を負わされ、競争力が阻害されることになってはならない。

誤った政策により合法材のコストが引き上げられ、その結果、違法伐採材の取引をかえって誘うことがあってはならない。誤った政策により下記のようなことが起こる可能性がある。

- (1) 違法伐採と違法木材貿易がより儲かるものになってしまう。
- (2) 再生不可能・エネルギー多消費・それ程リサイクル可能でない、鉄・セメント・プラスチックなどと比較した、林産物の競争力を阻害する。

3. 民間にとって適切な解決策

伐採・調達・販売を含むサプライチェーン・マネジメントにおいて直接的に影響することによって、民間はもっとも効果的な貢献ができる。この観点から各国政府や他のステークホルダーは、違法伐採の多い地域において、責任ある調達や検証可能な木材追跡システムのような企業レベルの戦略が有効であることを認識し支援すべきである。

行動計画は、民間が実行可能な多様なサプライチェーン・マネジメントがあることに言及すべきである。サプライチェーン・マネジメントが経済的で利用されるためには、費用対効果が良く、柔軟性があり、刷新的で、目的が明確でなければならない。

我々は、下記の制度やシステムに関する説明を行動計画に盛り込むことを勧める。

- ・ G I S
- ・ E M S (環境管理システム)
- ・ 責任ある購買政策
- ・ 追跡/トレースシステム
- ・ 森林認証制度
- ・ C o C 認証
- ・ 行動規範
- ・ 企業の持続可能性報告書
- ・ 第三者認証制度

各ステークホルダーの役割を尊重した協力的なアプローチ(例:官民パートナーシップ、市民社会と民間部門の協力)も、違法伐採行為への対策に重要な役割を果たすことができる。

James Griffiths

Director, WBCSD on behalf of WBCSD & ICFPA